| 変更後 | 変更前 |
| --- | --- |
| （家電品の必要表示事項）<br>**第3条の2**　事業者は、販売する家電品が中古品、店舗展示現品、未使用品等であるときは、その旨表示しなければならない。また、未使用品については、併せて用語の説明を表示しなければならない。<br>（不当表示の禁止）<br>**第7条**　事業者は、次のいずれかに該当する表示をしてはならない。<br>(1)～(7)　（略）<br>(7)の2　未使用品であるにもかかわらず、その旨を明示しないことにより、実際のものよりも優良又は有利であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示<br>(8)～(14)　（略） | （不当表示の禁止）<br>**第7条**　事業者は、次のいずれかに該当する表示をしてはならない。<br>(1)～(7)　（略）<br>(8)～(14)　（略） |

**附　則**

一　この規約の変更は、規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。

二　公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日以前に事業者がした行為については、なお従前の例によることができる。

**○財務省告示第二百三十一号**

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十六年六月十六日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十六年七月二十五日

財務大臣　麻生　太郎

（別表）

| 国債の名称 | 記号 | 額面金額の総額 | 額面金額百円当たりの買入価格 |
| --- | --- | --- | --- |
| 利付国庫債券（変動・十五年） | 第八回 | 二十億円 | 百円六十五銭 |
| 〃 | 〃 | 十五億円 | 百円六十八銭 |
| 〃 | 〃 | 二十三億円 | 百円七十銭 |
| 〃 | 〃 | 三億円 | 百円七十二銭 |
| 〃 | 第九回 | 百三億円 | 百円七十五銭 |
| 〃 | 〃 | 十二億円 | 百円七十七銭 |
| 〃 | 第十一回 | 一億円 | 百円三十八銭 |
| 〃 | 〃 | 九十八億円 | 百円四十五銭 |
| 〃 | 第十五回 | 百五十億円 | 百円五銭 |
| 〃 | 第十六回 | 十億円 | 百円三十一銭 |
| 〃 | 第十八回 | 二億円 | 百円二十銭 |
| 〃 | 第十九回 | 百億円 | 百円三十二銭 |
| 〃 | 〃 | 七億円 | 百円六十五銭 |
| 〃 | 第二十回 | 十億円 | 百一円十四銭 |
| 〃 | 〃 | 十四億円 | 百一円十五銭 |
| 〃 | 第二十一回 | 十億円 | 百一円六十銭 |
| 〃 | 第二十二回 | 一億円 | 百二円二十三銭 |
| 〃 | 〃 | 十七億円 | 百二円三十銭 |
| 〃 | 第二十三回 | 三億円 | 百一円九十三銭 |
| 〃 | 〃 | 十億円 | 百一円九十五銭 |
| 〃 | 第二十四回 | 八十二億円 | 百二円三十五銭 |
| 〃 | 第二十五回 | 十六億円 | 百一円四十銭 |
| 〃 | 第二十六回 | 十六億円 | 百一円 |
| 〃 | 第二十七回 | 六億円 | 百円七十五銭 |
| 〃 | 第二十八回 | 二億円 | 九十九円八十六銭 |
| 〃 | 第二十九回 | 五億円 | 九十九円七十五銭 |
| 〃 | 〃 | 二億円 | 九十九円七十六銭 |
| 〃 | 第三十一回 | 十六億円 | 九十九円四十八銭 |
| 〃 | 〃 | 五億円 | 九十九円五十銭 |
| 〃 | 〃 | 五億円 | 九十九円五十五銭 |
| 〃 | 〃 | 二億円 | 九十九円五十六銭 |
| 〃 | 〃 | 八億円 | 九十九円五十七銭 |
| 〃 | 第三十二回 | 三十五億円 | 九十九円四十銭 |
| 〃 | 〃 | 二億円 | 九十九円五十一銭 |
| 〃 | 第三十三回 | 六十億円 | 九十九円四十銭 |
| 〃 | 第三十四回 | 二億円 | 九十九円五十一銭 |
| 〃 | 第三十七回 | 十億円 | 百円七十六銭 |
| 〃 | 第三十八回 | 一億円 | 百二円十三銭 |
| 〃 | 〃 | 二億円 | 百二円二十銭 |
| 〃 | 第三十九回 | 十五億円 | 百四円 |